

# 令和7年度 白井市地域生活支援拠点 拠点コーディネーター

## 実績報告書

報告日:令和8年5月12日

報告者:白井市基幹相談支援センター

管理者 飯ヶ谷 徹平

### はじめに

---

白井市基幹相談支援センター業務委託仕様書(委託期間:令和7年4月1日～令和10年3月31日)「6 業務内容」(7)「地域生活支援拠点事業に関すること」に基づき、白井市基幹相談支援センターは地域生活支援拠点事業の中核的機関として拠点コーディネーターの役割を担い、障害特性に起因して生じた緊急の事態等の相談その他必要な支援を行うこととされている。また、開所日及び開所時間以外については、法人内の指定特定相談支援事業所等と連携して支援を行う体制が仕様書上に位置付けられている。

一方で、白井市においては拠点コーディネーターが担う役割や業務等について明確な定めがなく、仕様書「6 業務内容」(7)③により、市内の拠点コーディネーターの設置状況に応じて市と受託者で業務内容を協議することとされている。本報告書は、上記を踏まえ、令和5年度厚生労働科学研究「地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割や業務等の明確化のための研究(研究代表者:曾根直樹)」に附属する「地域生活支援拠点等コーディネーターガイドブック」に示された業務区分を準用して、令和7年度の取組を整理したものである。

### 1.緊急事態に備えた相談と緊急事態が起きたときの対応

---

#### 1-1 実績

##### (1)緊急時の個別対応

- ・法人内の相談支援事業所と連携し、緊急時の個別対応を複数件実施した。

##### (2)常時連絡体制の確保

- ・仕様書「5 開所日及び開所時間」但書及び「6 業務内容」(7)②に基づき、開所日及び開所時間以外について、法人内の指定特定相談支援事業所と連携した携帯電話による輪番制を構築し、24時間365日の連絡体制を整備した。

### (3)ハイリスク者の事前把握

- ・ 基幹相談支援センターで把握した相談者のうち、緊急時の支援においてハイリスクと考えられる者(独居、8050世帯、医療的ケア、強度行動障害等)について一覧化を行い、緊急対応に備えた情報整理を進めた。

### (4)受け入れ先の開拓

- ・ サービス提供事業所等を定期的に訪問し、拠点登録に向けた制度説明及び協力依頼を行った。
- ・ 令和7年度の新規登録事業所は1件であった。(なお、令和8年度に1件の新規登録済み)

## 2.平常時からの予防的支援

---

### 2-1 実績

#### (1)サービスの支給決定を受けていない障害者等に対する対応

- ・ 8050世帯(9060世帯、7040世帯を含む)及びひきこもり状態の対象者を抱える世帯に対して、積極的なアウトリーチ支援を実施した。
- ・ 福祉的・行政的な雰囲気回避する傾向のある対象者については、フラットヴィレッジを借用し、サードプレイスとしての機能を果たす居場所を提供することで関係構築の入口とした。

#### (2)医療的ケアが必要な人の把握

- ・ 仕様書「6業務内容」(1)⑩に基づき、医療的ケア児等コーディネーターとして、関係機関との情報共有及び個別避難計画の作成等を通じて対象者の状況把握に努めた。
- ・ 市全体での医療的ケア児者の状況把握に関しては自立支援協議会において提案を行ったが、令和7年度内の実施には至らなかった。

#### (3)強度行動障害の状態にある人の把握

- ・ 法人内事業所と連携し、対象者の把握に努めた。

## 3.地域の体制づくりとネットワークの強化

---

### 3-1 実績

#### (1)連絡会議の実施

- ・ 拠点連絡会議を四半期ごとに開催した。

#### (2)広報・周知活動

- ・拠点のパンフレット等を作成し、関係機関及び市民への広報を実施した。

### (3) マニュアル及びフローチャートの整備

- ・緊急時対応フローチャートの改訂に向けて行政との協議を行ったが、令和7年度内の改訂には至っていない。

### (4) サービス提供事業所への支援者支援

- ・出張研修等を開催し、権利擁護及び障害者虐待防止に関する事業所支援の強化に努めた。

### (5) 自立支援協議会との連携

- ・白井市自立支援協議会において、拠点の運営状況及び課題について報告及び協議を行った。

## 4. 地域移行の推進

---

白井市においては、地域移行の推進は基幹相談支援センターの役割として位置付けられているが、令和4年度の障害者総合支援法改正に伴い、地域生活支援拠点等の機能として地域移行の推進が明確化されたため項目として記載する。

### 4-1 実績

#### (1) 地域移行のニーズ把握及び会議の開催・参加

- ・精神科医療機関が開催する「医療保護入院者退院支援委員会」へ参加した。
- ・個別給付の「地域移行支援」に繋がらない入院者に対して、地域移行に関わるケアマネジメントを実施した。
- ・近隣の精神科医療機関を訪問し、地域移行に向けた動機付け支援等を実施した。

#### (2) 施設入所者・療養介護病棟からの地域移行の把握と推進

- ・近隣の入所施設を訪問し、入所者の意向把握に努めた。
- ・療養介護病棟に対するアプローチは令和7年度内に未実施である。

#### (3) 家族と同居した生活及びグループホームから独立した生活への移行支援

- ・グループホームの地域連携推進会議に対する研修開催及び会議参加に努めた。

## 5. 専門的人材の確保・養成

---

地域生活支援拠点等の機能として、医療的ケアが必要な人や強度行動障害の状態にある人、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保及び人材養成が求められている。本項では、拠点コーディネーター業務と連動した範囲の取組について記載する。

## 5-1 実績

### (1)高齢障害者への支援に係る人材育成

- ・市内のサービス提供事業所等の支援者を対象に、高齢化に伴い重度化した障害者及び8050世帯への対応をテーマとした研修を企画・実施した。
- ・市内事業所からの依頼に応じ、講師派遣を行った。
- ・市内事業所の支援者に対して、個別ケースの支援方針検討を通じたスーパービジョンを実施した。

## 6.地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討

---

厚生労働省「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備並びに自立した日常生活又は社会生活の支援のための施策の実施に関する基本的な指針」（基本指針）において、各市町村は地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上、運用状況を検証及び検討することが基本とされている。

### 6-1 実績

- ・白井市自立支援協議会において、地域生活支援拠点の運営状況について報告及び議論を行った。

## 7.その他

---

「グループホームからの一人暮らし等の意向把握」、「家族が介護を担っている在宅障害者等に対する現在及び将来の暮らしの計画作成」、「施設入所待機者の把握及びグループホーム等利用意向の把握」、「ピアサポーターと相談支援事業所の連携促進」等については、令和7年度においては限定的な実施に留まった。

## 8.今後の課題

---

### 8-1 基幹相談支援センターからの財源及び機能の分離

- ・「地域生活支援拠点等機能強化加算」を活用した拠点コーディネーターの設置を検討する必要がある。
- ・拠点コーディネーターの配置に要する費用に係る地域生活支援事業の活用は経過的取扱いであり、上記加算の算定要件が整備されるまでの間に限り補助対象となる位置付けである。

- ・現状、基幹相談支援センターの業務量は飽和状態にあり、財源と機能を分離したうえで連携した業務を実施することによって、定性・定量の両面で担保された業務遂行が可能となる。

## 8-2 登録制への移行

- ・現状では、緊急対応時に1次アセスメントが整わない状態でコーディネートを行わざるを得ない場面が生じている。
- ・登録制へ移行することにより、平常時からの予防的支援と緊急時対応の双方の強化が期待できる。

## 8-3 精神障害者及び障害児を受け入れる短期入所事業所の不在

- ・市内には精神障害者及び障害児を受け入れることができる短期入所事業所が存在せず、そもそも緊急宿泊の選択肢自体が確保されていない。
- ・精神障害者及び障害児に対応可能な短期入所事業所の市内整備が必要である。

## 8-4 福祉サービスに繋がりにくい層への一時宿泊先の確保

- ・福祉的・行政的な雰囲気回避する傾向のある対象者は、短期入所等の既存の障害福祉サービスを利用しづらく、緊急時に一時的な宿泊を確保できる場が市内に存在しない。
- ・当該層に対応可能な、サービス枠組みに依らない一時宿泊先の整備が必要である。

## 8-5 緊急時の空床確保の仕組みの整備

- ・短期入所事業所が市内に存在する場合であっても、緊急時の空床確保については一部事業所と個別調整による対応に留まっており、拠点機能としての制度的・恒常的な空床確保の枠組みは整備されていない。
- ・緊急時に確実に利用可能な空床を担保するための、空床補償等を含めた制度的枠組みの整備が必要である。

## 8-6 体験利用が可能な場の創設

- ・一人暮らしの体験ができる場が存在せず、地域移行・地域定着支援の実効性確保のために創設が必要である。(なお、グループホームへの体験利用は可能である。)

## 8-7 自立支援協議会への地域移行部会の設置

- ・現状、白井市自立支援協議会には地域移行部会が設置されておらず、地域移行に係る組織的・継続的な検討の場が確保されていない。

- ・地域移行部会の設置により、医療機関、入所施設、相談支援事業所、市町村、拠点コーディネーター等が連動した地域移行推進の基盤を整備することが必要である。

## 参考

---

- ・白井市基幹相談支援センター業務委託仕様書(委託期間:令和7年4月1日～令和10年3月31日)
- ・厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業)令和5年度総括研究報告書「地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割や業務等の明確化のための研究」(研究代表者:曾根直樹、令和6年5月)所収「地域生活支援拠点等コーディネーターガイドブック」
- ・厚生労働省通知「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」
- ・厚生労働省通知「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について」
- ・厚生労働省「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備並びに自立した日常生活又は社会生活の支援のための施策の実施に関する基本的な指針」
- ・厚生労働省「地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の手引き」